

参 考 资 料 集

— 参考資料 —

1	「平成 26・27 年度第 31 次地方制度調査会」答申 抄	1
2	地方議会議員数の推移	4
3	統一地方選挙における投票率の推移	6
4	統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移	7
5	地方議会議員の概況	8
6	選挙制度の比較	11
7	連記制	13
8	地方議会議員の主な選挙制度の概略（各国）	14
9	地方議会議員の所属党派	15
10	政党化率（市区・人口別）	16
11	会派制の採用状況（市）	17
12	政党化率及び会派制の採用状況（町村）	18
13	議員定数（中核市・特別区）	19
14	議員定数（施行時特例市）	20
15	議員定数（小規模市・下位 40 団体）	21
16	議員定数（大規模及び小規模町村・各 20 団体）	22
17	選挙区定数の分布状況（指定都市・割合）	23
18	議会議員選挙で選挙区を設けている団体（市町村）	24
19	最低得票率（指定都市の一部）	25
20	最低得票率（特別区・有権者数別）	26
21	最低得票率（市町村・有権者数別）	27
22	選挙区定数の分布状況（都道府県・割合）	28
23	最低得票率（都道府県の一部）	29
24	地方公共団体の主な役割分担	30
25	指定都市・中核市の指定状況等	31
26	一票の格差（都道府県・選挙区）	32
【以下 委員提案等資料】		
27	選挙制度と「実効的な代表選択」の基準	35
28	長の不信任議決事案の概要	36

「平成26・27年度 第31次地方制度調査会」答申 抄①

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申

第3 適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

(1) 基本的な認識

人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要である。

地方分権改革の進展に伴い、これまで議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が積み重ねられており、議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。

そのような環境の中で、地方公共団体のガバナンスにおける適切な役割分担の観点から、議会は、内部統制体制や監査委員の監査等が十分に機能しているかどうかをチェックするとともに、政策の有効性やその是非についてのチェックを行う等、議会としての監視機能を適切に発揮すべきである。

他方、市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化している。

また、政務活動費の使途の問題等により、一部の議員の資質や活動に批判の目が向けられるとともに、議会のあり方が問われる等、議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっている。議会が議会としての監視機能を適切に発揮するためには、そもそも住民からの信頼が確保されていることが前提であることを十分に認識した各議会や議員の不断の取組が求められる。

以上を踏まえ、団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分に果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。

(2) 議会制度や議会運営のあり方

① 議会招集

議会の招集権については長に専属する原則を維持しつつ、長が臨時会を招集しないときは議長が招集することができるよう法的措置が講じられるとともに、通年会期制の導入がなされ、議会側が必要と認めるときに随時の議会開催が可能となっている。このような制度を、住民の信頼確保という観点も踏まえて、必要に応じて活用していくことが重要である。

② 議決事件の対象

議決事件の対象の拡大は、相当程度行われてきているところではあるが、議会が団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮するため、地方自治法第96条第2項に基づき、地方公共団体の基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めることが必要である。

③ 予算審議

現在、議会には長の予算提案権を侵害しない範囲で予算の修正が認められているが、予算については長に提案権が専属していることから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討していくべきである。

「平成26・27年度 第31次地方制度調査会」答申 抄②

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申

④ 決算審議

監査委員の専門性等が向上し、議会が議会としての監視を行う役割を明確化する中で、監査委員の意見が付された決算を議会が審議した結果、議会が決算認定をせず、その理由を示した場合については、議会が長に対し理由の中で指摘した問題点について長が説明責任を果たす仕組みを設けることとすべきである。

⑤ 議会活動に対する支援の充実

議会がその役割を十分に果たすことができるよう、議会活動に関する議員への研修の充実や、議会事務局職員の資質向上や小規模な市町村における議会事務局の共同設置を含めた議会事務局の体制強化や議会図書室の機能向上が必要である。

⑥ 情報発信

住民の信頼確保の観点から、議会活動に対する住民の理解を深めるため、ホームページ等を通じた議会情報の提供や議案等に対する住民の意見聴取、議会自らが行う議会活動の評価等、ICTを積極的に活用しつつ情報発信等の充実を図っていくべきである。

⑦ 意思決定過程への住民参加

公聴会、参考人、専門的事項に係る調査制度等の積極的活用を通じて議会への住民参加の充実を図り、多様な民意を議会における審議・議決に反映していくことが重要である。

また、住民への報告や住民との意見交換の実施等、議場外での住民参加の取組を進めるべきである。

⑧ 小規模な市町村における議会のあり方

団体規模に応じた議会のあり方については、それぞれの地域の実情に合わせた議会機能の充実・強化に努めていくべきである。

特に、小規模な市町村においては、議員数や議会事務局の職員数が少ないこと等により議会機能を十分に発揮することが難しい状況もあることから、住民参加等により議会機能を補完する必要がある。

議会事務局の共同設置は制度上認められているが、取組は進んでいない。小規模な市町村で単独での議会事務局の充実が困難な場合等においては、議会事務局や議会図書室の共同設置等を行うことも有効な方策である。

(3) 議員に求められる役割

① 議員の位置付け・役割の明確化

議員のなり手不足の問題を解消する一方策として、議員活動への住民の理解を高める観点から、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきとの意見があるが、法制化に伴う法的効果等を踏まえると不要ではないかとする意見もあり、今後の議員活動の実態等も踏まえ、引き続き検討すべきである。

② 議員活動の透明性の確保

議員活動の透明性の確保については、住民の信頼確保の観点からも、政務活動費の用途を含めた議員活動の状況について、各議員はより一層、住民への説明責任をさらに果たすための取組を進めていくべきである。

「平成26・27年度 第31次地方制度調査会」答申 抄③

人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申

(4) 幅広い人材の確保

① 議会や議員への理解

議員のなり手不足の要因の一つとして、住民から議会や議員の活動が適切に認識されておらず、議会の存在意義が十分に理解されていないことが考えられる。

そのためにも、情報発信の充実や意思決定過程への住民参加、議会や議員活動の透明性向上等、議会や議員の活動に対する住民の理解や信頼を高めるための継続的な取組が求められている。

② 多様な人材の参画

現在、議会の議員の構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低い現状にある。このことが自らの属性とは異なると思う住民の立候補をしにくくさせており、なり手不足の原因の一つと考えられる。

その解消のためには、多様な人材が議員として議会に参画することをしやすくする取組が必要である。

例えば、多様な人材が議員として活動することを容易にするため、夜間・休日等の議会開催、通年会期制の活用等、より柔軟な議会開催等の工夫が必要である。

また、議員のなり手不足を解消するため、議員の人数を少なくし待遇面を見直すことも考えられるが、この場合、住民の多様な意見を反映させることが課題となる。

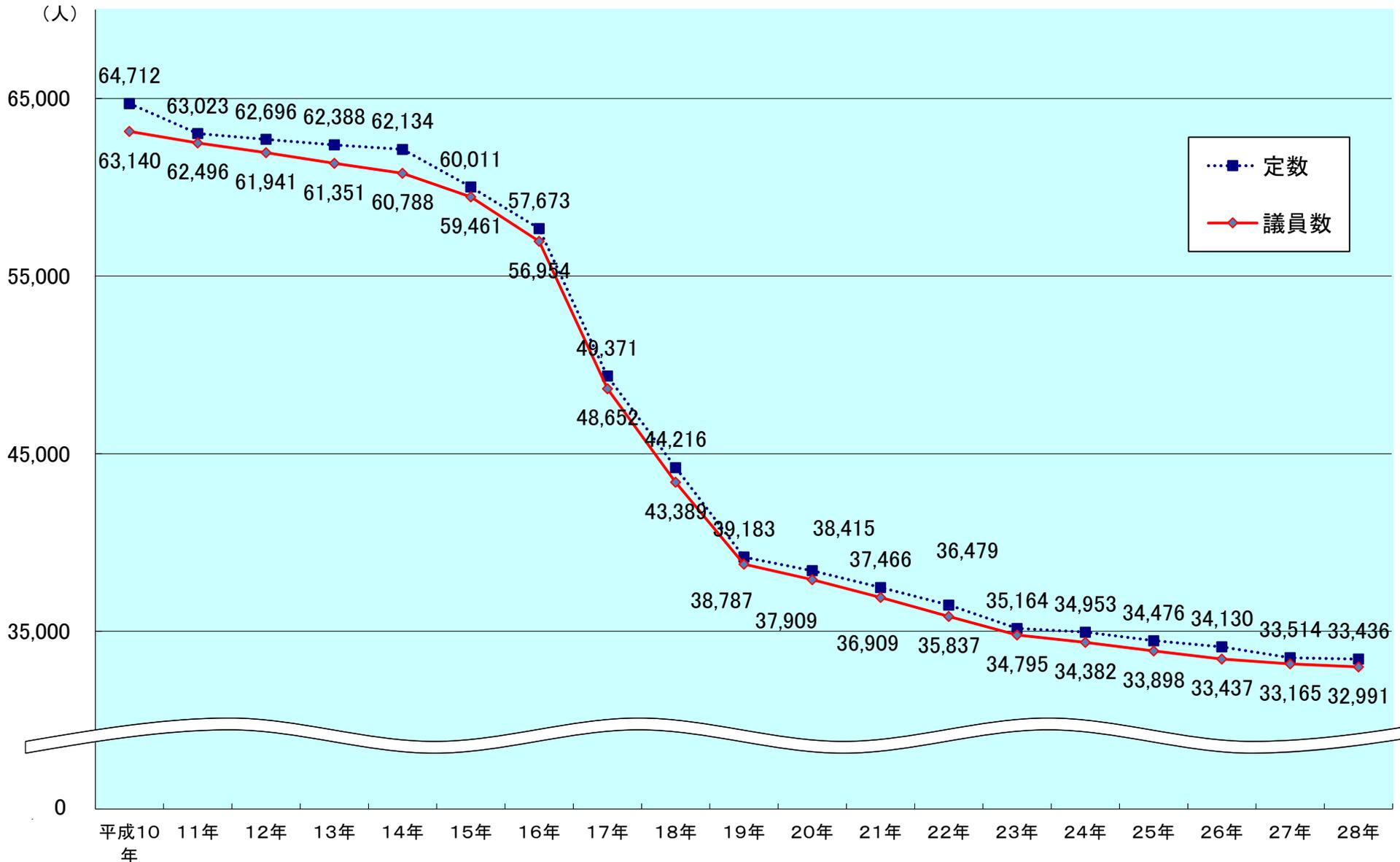
なお、多様な人材の参画は選挙制度との関連も指摘されるが、選挙制度のあり方については、議会政治の根幹に関わる重要な事項であり、様々な観点から議論が深められる必要がある。

③ 立候補に伴う各種制度の整備

例えば、立候補に伴う休暇を保障する制度や休職・復職制度等の導入については、勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備を進める観点から有効な方策の一つと考えられることから、企業をはじめとする関係者の負担等の課題も含めた労働法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

また、公務員の立候補制限の緩和や地方議会の議員との兼職禁止の緩和についても、多様な人材が議員として議会に参画する上で有効な方策の一つと考えられることから、公務員の職務の公正な執行や職務専念義務等の課題も含めた公務員法制のあり方にも留意して検討する必要がある。

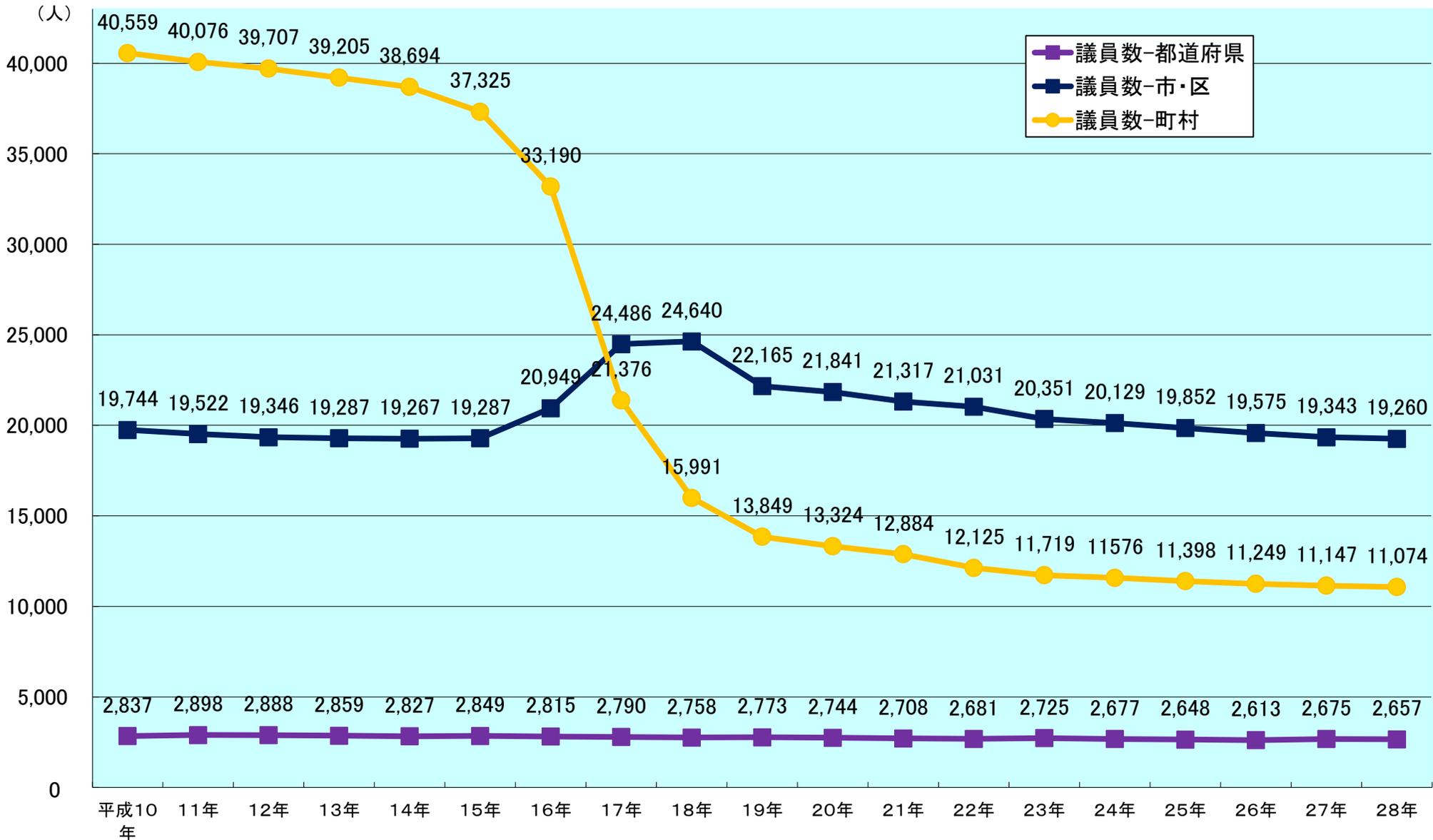
地方議会議員数の推移①



注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

地方議会議員数の推移②

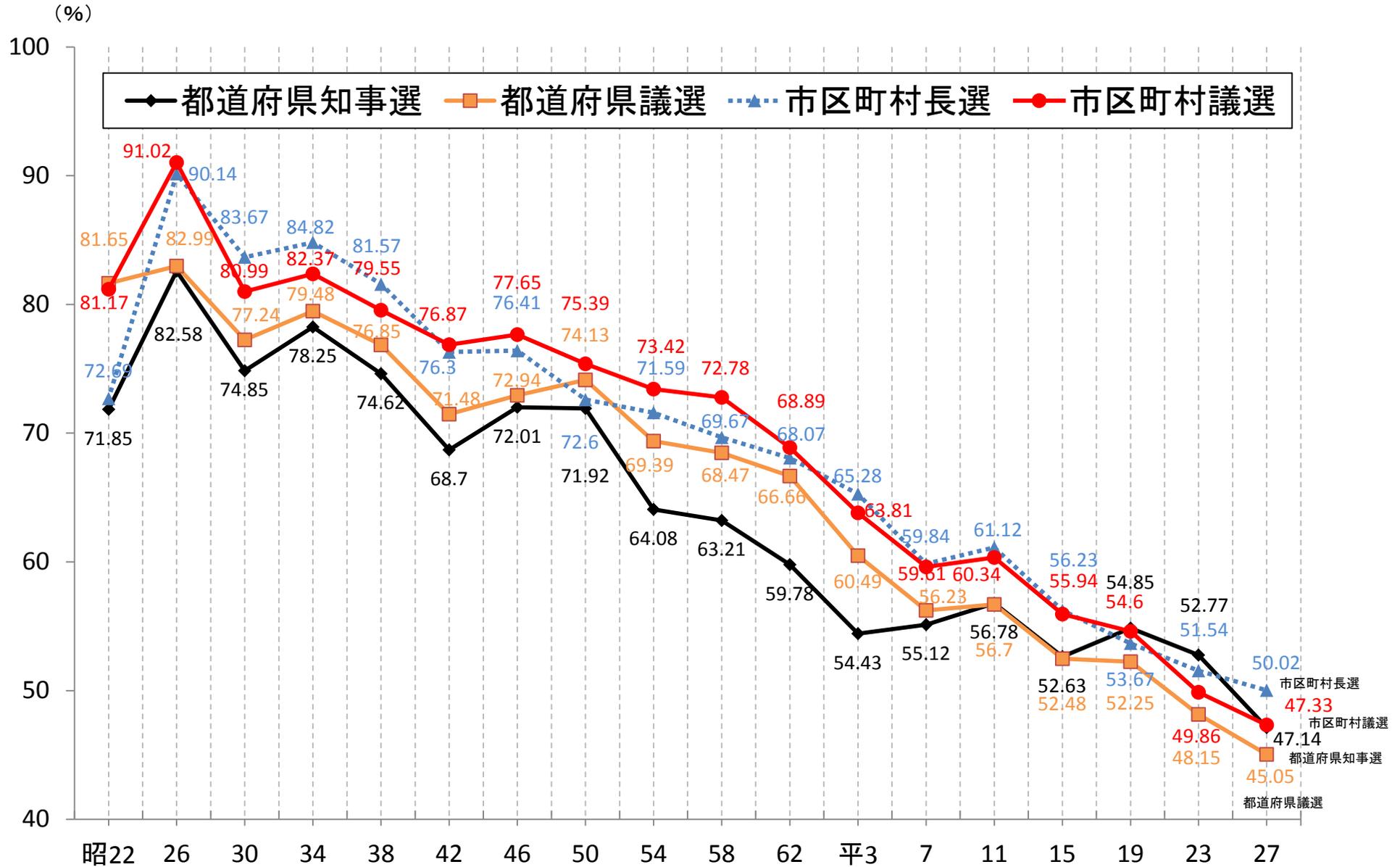


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

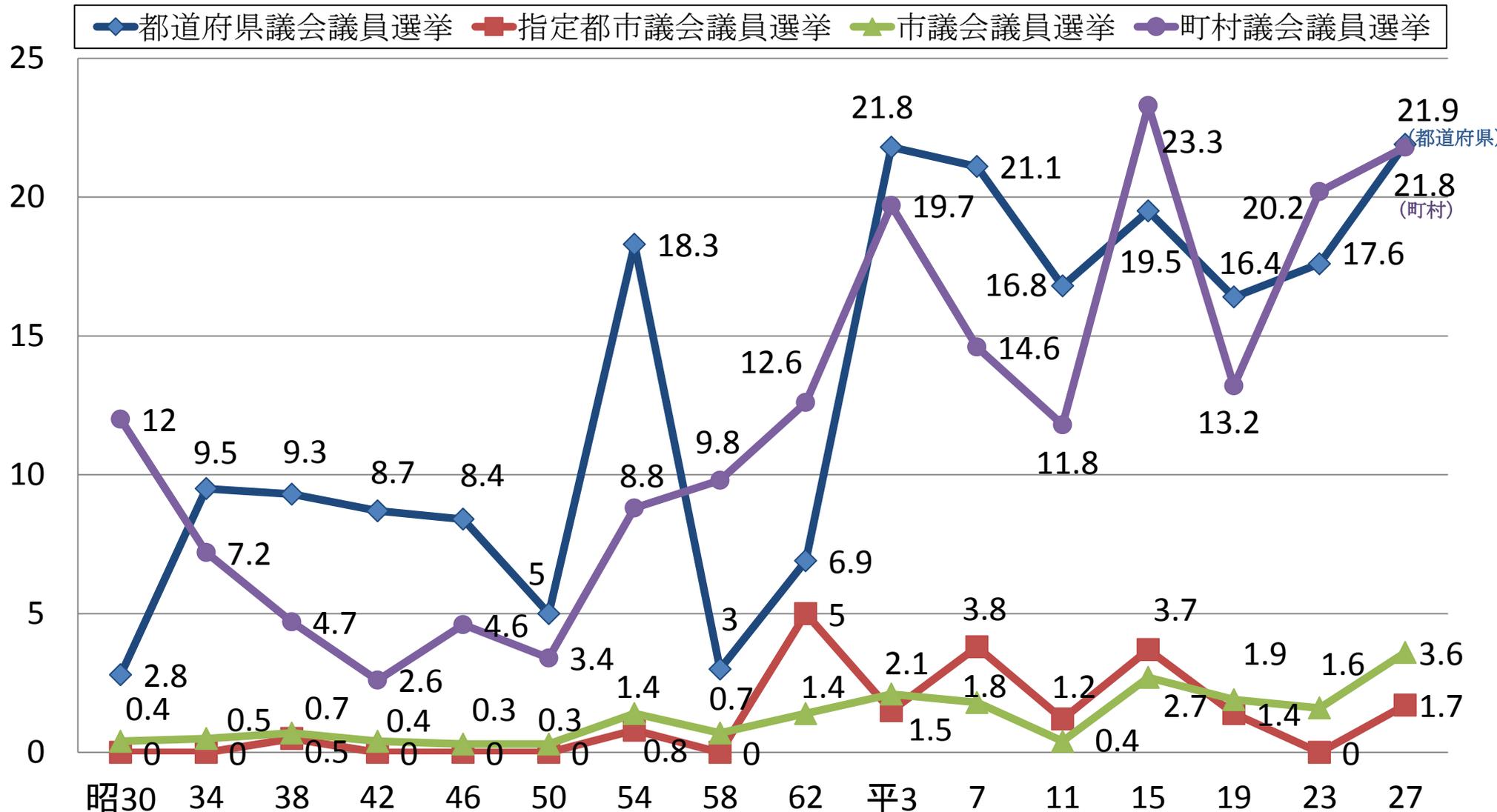
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

統一地方選挙における投票率の推移



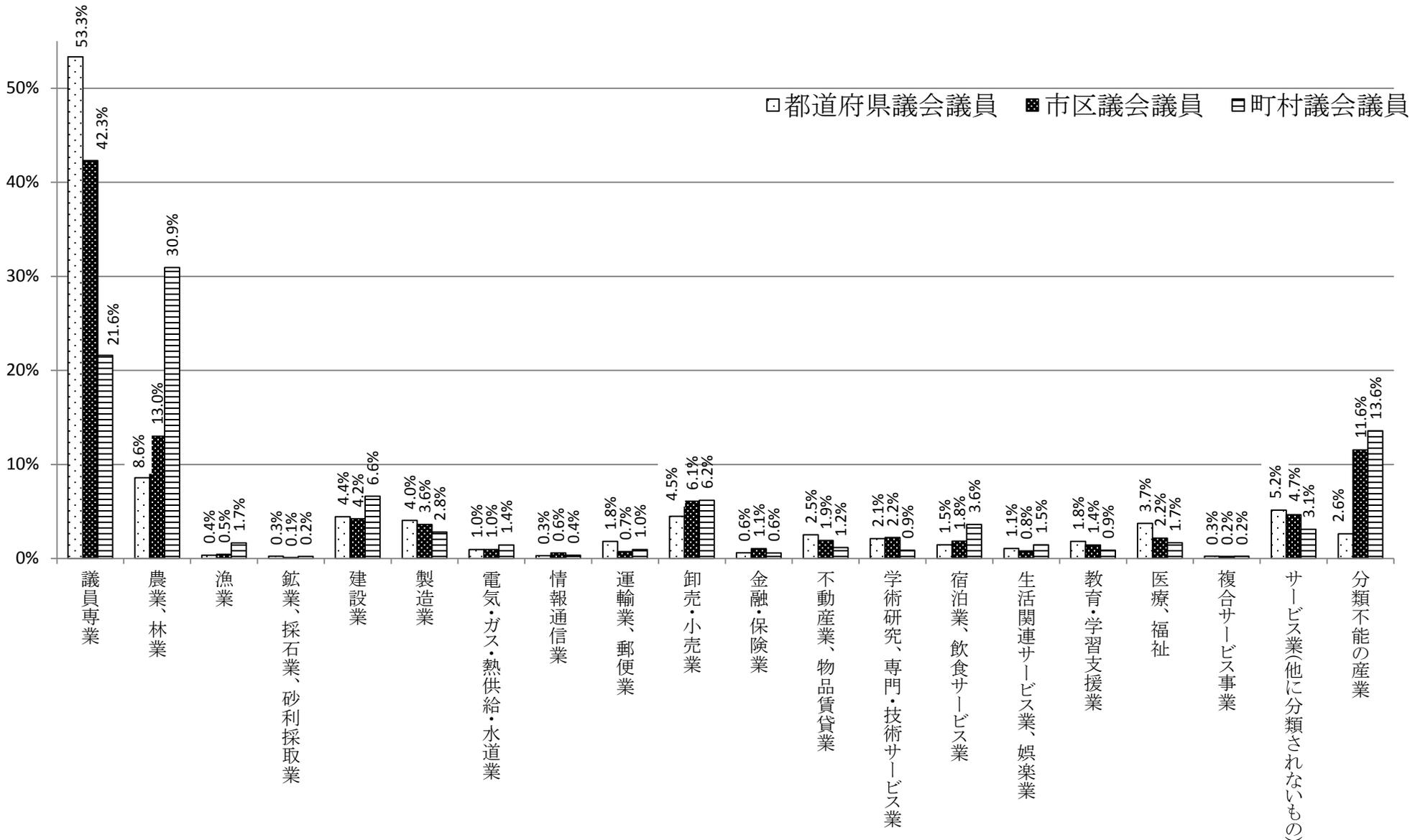
出所：総務省「地方選挙結果調」を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



出所:総務省「地方選挙結果調」を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注:第1回、第2回統一地方選挙の際には調査を実施せず。

地方議会議員の概況①（職業別）

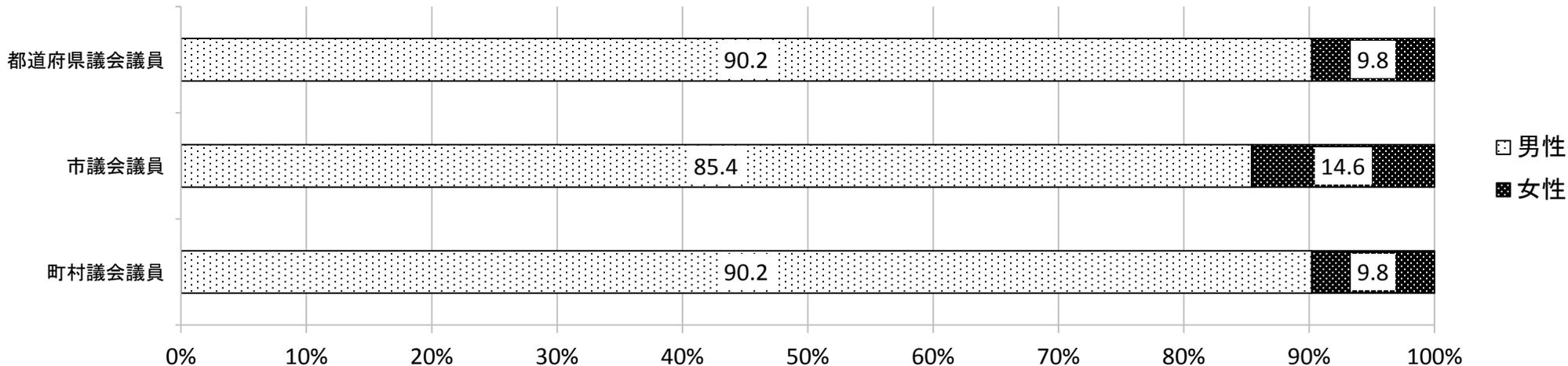


注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議員連合「全国都道府県議会議員職業別調」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会議員連合「市議会議員の属性に関する調」（平成28年8月1日現在）
 全国町村議会議員連合「第62回町村議会実態調査の概要」（平成28年7月1日現在）

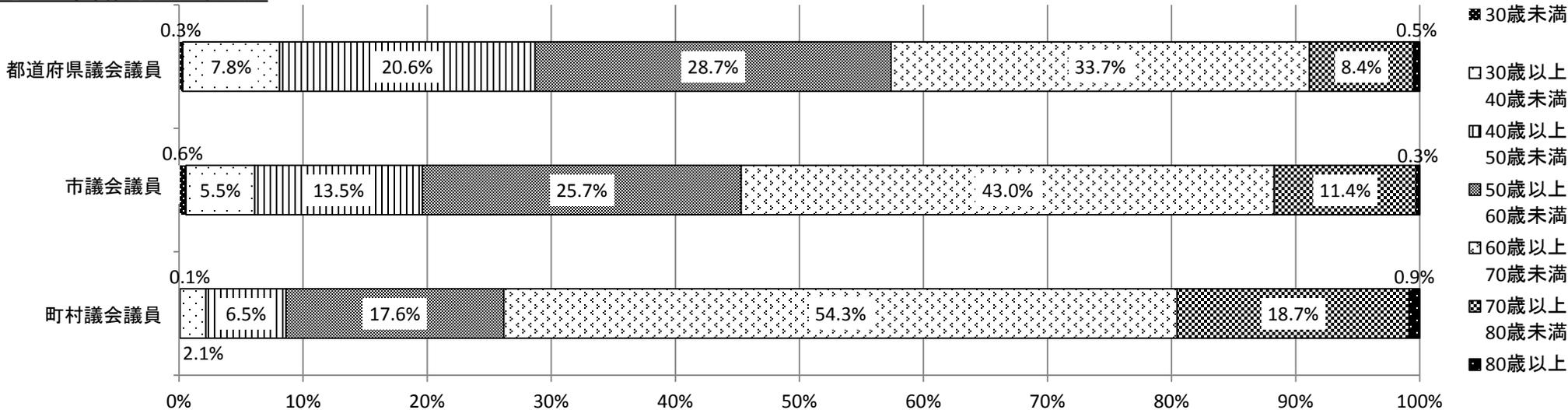
地方議会議員の概況②（性別、年齢別）

○ 男女の比率



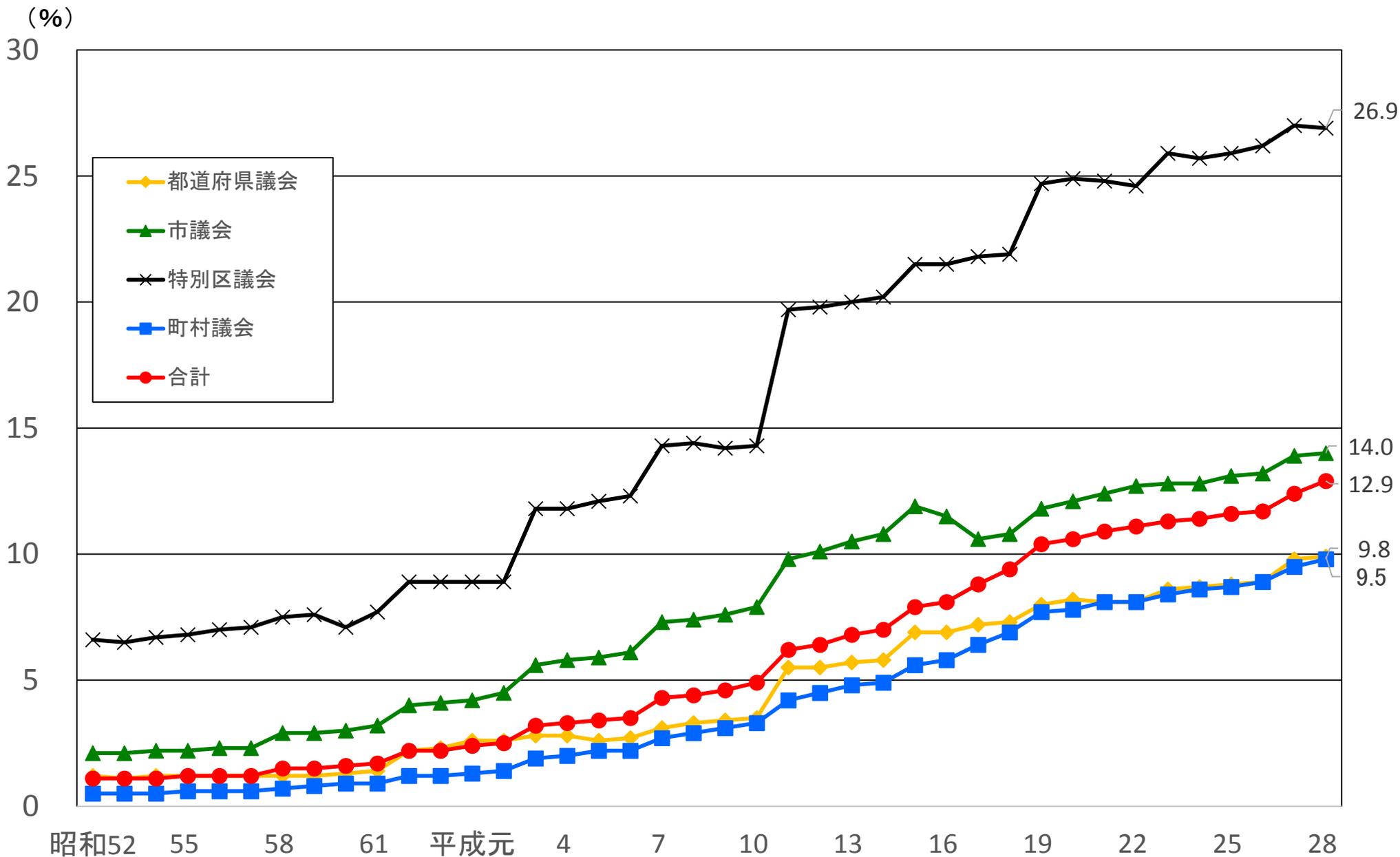
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」(平成28年12月31日現在)

○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議長会「都道府県議会提要」(平成27年7月1日現在)
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」(平成28年8月1日現在)
 全国町村議会議長会「第62回町村議会実態調査結果の概要」(平成28年7月1日現在)

地方議会議員の概況③（女性議員の割合の推移）



選挙制度の比較①

◇ 選挙区についての考え方

○ 定数が1 → 小選挙区制

・原則として、多数得票者が当選。2回投票制もある。

○ 定数が複数 → 大選挙区制

・比例代表制や連記制(完全連記・制限連記)の場合に採用

※ 「中選挙区制」は、現行衆議院議員選挙制度以前に採用されていた制度の呼称で、大選挙区制の一種。1選挙区の定数は、原則3～5人。

◇ 代表についての考え方

○ 多数代表制(小選挙区制、大選挙区完全連記制)

多数得票者に議席を与えるもの

「民主政治は多数決の政治。選挙区の多数派の代表を議会に送るべき」 【 民意の集約 】

小選挙区制はイギリス、アメリカ、カナダなど。フランスは小選挙区2回投票制。

なお、複数人区を設ける場合は、完全連記制。

○ 比例代表制

得票に応じて議席を比例配分するもの

「世論を鏡のように反映する議会を目指す」 【 民意の反映 】

ドイツ、イタリア、その他多くの欧州諸国など。

※ 第8次選挙制度審議会の答申(平成2年4月26日)より作成(「平成26年度地方議会に関する研究会」第7回資料(平成27年2月3日))

選挙制度の比較②

◇ 各選挙制度の長所・短所

制度		長 所	短 所
中選挙区制		—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一選挙区で同一政党から複数の候補者が立候補するため、選挙や政治活動が候補者と有権者の間の個人的なつながりに依存し、選挙資金が膨張する ・ 政党間の勢力状況の固定化により政権交代が行われず、政治の緊張感を失わせ、政治腐敗を招きやすくする
小選挙区制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政権選択についての国民の意思が明確なかたちで示される ・ 政権交代の可能性が高く、政治に緊張をもたらす ・ 政権が安定する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数意見が反映されにくい
比例代表制		<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な民意をそのまま反映し、少数勢力も議席を確保しうる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小党分立となり連立政権となる可能性が大きい ため、政権が不安定になりやすい ・ 連立政権の場合には、政権を担当する政党が国民によって直接選択されるのではなく、政党間の交渉により決定されてしまう
組み合わせ方式	併用制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比例代表制の特性(多様な民意をそのまま反映し、少数勢力も議席を確保しうる)を重視 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比例代表制の特性を反映 ・ 議席の配分の方式から生ずる結果として議員の総定数を超える、いわゆる超過議席を生ずる場合がある
	並立制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小選挙区制の特性(政権の選択についての民意を明確なかたちで示し、政権交代による緊張をもたらす)に比例代表制の特性(少数勢力も議席を確保しうる)を加味しようとするもの (・ 比較的わかりやすい) 	<ul style="list-style-type: none"> (・ 小選挙区制の短所を反映)

連記制

種類	内容	特徴	課題	例
完全連記制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の異なる候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	政党化が進んでいる場合、各政党が定数分の候補者を擁立し、定数分の全ての票を自党の候補者に投票するように呼び掛けるので、第1党が議席を独占することが多くなる。多数代表制に分類される。	小選挙区単記投票制と同様死票が多くなる。 実際には異党派投票が生じることが考えられる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが複雑。	アメリカの一部州 フィリピン上院 日本衆議院(明治23~31年選挙の一部の選挙区)
制限連記制	選挙区の定数が3議席以上で、選挙人が2以上定数未満の定められた数の候補者を選んで投票。得票順に定数までの候補者が当選。	性格としては、単記非移譲式投票制(現行制度)と変わらないが、当選人が多様化する。ただし、定数に近い票数を与えるほど完全連記制の性格に近くなる。	異党派投票が生じることがあり、結果として同士討ちが生じる。 小党分立の可能性が高まる。 定数に対する連記する票数の設定によって性格が変わる。 投開票手続きが複雑。	スペイン上院 日本衆議院(昭和21年選挙)
累積投票制	選挙区の定数が2議席以上で、選挙人が定数分の候補者を選んで投票(同一候補者名の連記可能)。得票順に定数までの候補者が当選。	異なる候補者名の連記のみの場合に比べ、少数意見が反映されやすい。 (少数代表制)	少数集団が特定候補に累積投票を集中させてその候補者を当選させ、結局多数有権者の選考が歪められる可能性がある。 投開票手続きが複雑。	ドイツの一部州の市町村
(参考) 単記移譲式比例代表制	定数が複数の選挙区で、選挙人が候補者に優先順位を付して投票。第1順位票の集計で当選基数以上の獲得をした候補者が当選。当選者数が定数に満たない場合、当選者の獲得票のうち当選基数を上回る得票(超過票)を第2順位の候補者に移譲したり、得票が少なく落選と決定した候補者の票を第2順位の候補者に移譲する。移譲した票を加算した票数が当選基数に達した候補者が当選。これを定数になるまで繰り返す。	得票率と議席率が比例的になるため、比例代表制の一種とされている。 名簿式比例代表制に比べ政党の拡散化(小党分立化)を防げる。	同士討ちが生じる。 定数が多い場合、下位の選好について、いい加減な投票になりやすい。 投開票手続きが特に複雑。	アイルランド上下院 マルタ オーストラリア上院

※ このほか通減連記投票制、制限累積投票制があるが採用例は見られない。

出典：佐藤令「諸外国の選挙制度」(国立国会図書館・調査と情報第721号2011)、加藤秀治郎「日本の選挙」中公新書2003、森口繁治「比例代表法の研究」有斐閣1925 ほか各種資料を基に事務局にて作成

※ 「平成26年度地方議会に関する研究会」第6回資料(平成27年2月3日)

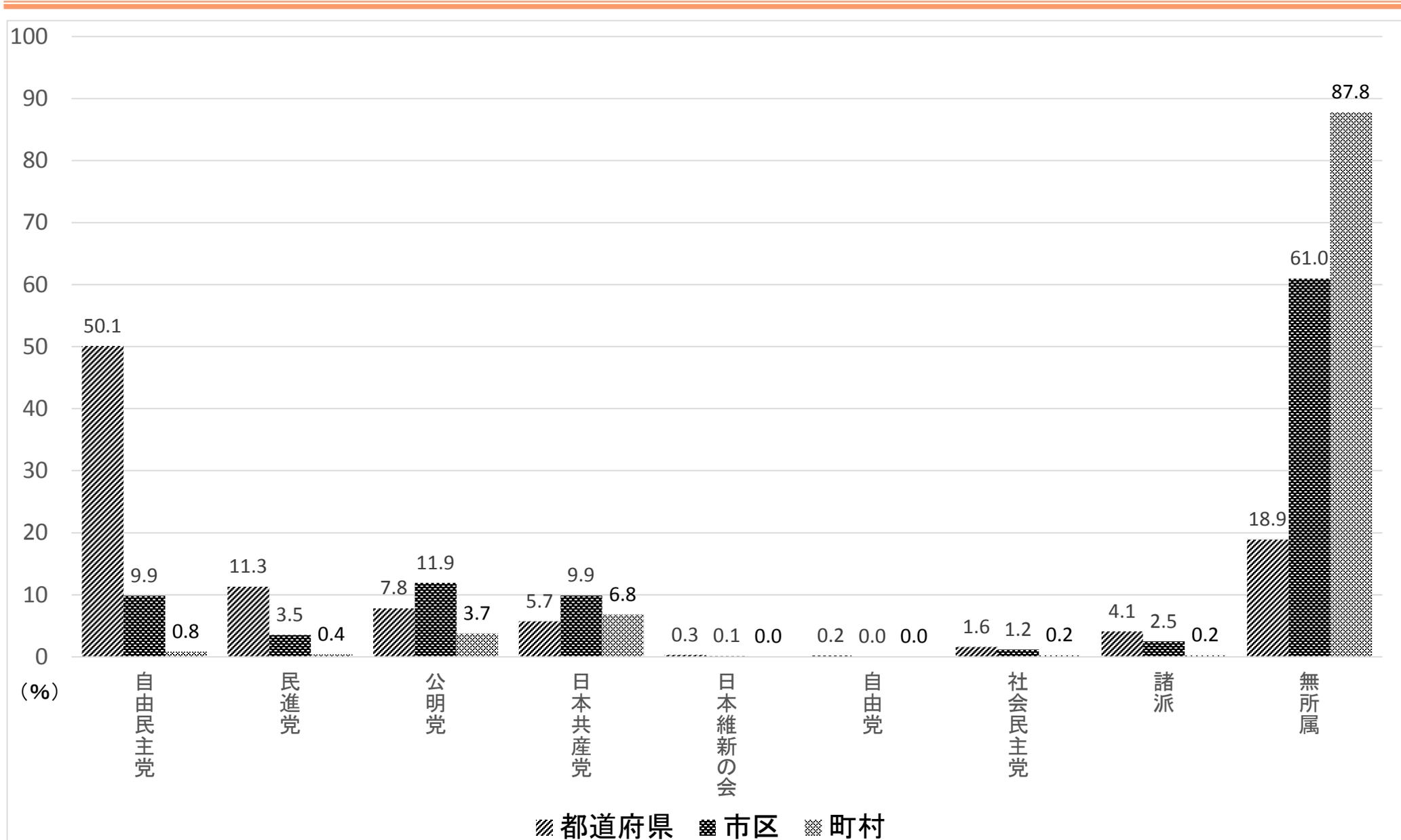
地方議会議員の主な選挙制度の概略（各国）

	イタリア	ドイツ	スウェーデン	フランス
定数	※ 人口規模 (且つ地理的規模の場合も)	※ 各州の地方自治法において、 人口規模に応じて設定	※ 選挙権を持つ住民の数による。 最低議席は法で規定。	※ 人口規模。最低は9(百人未 満)、最大は69(三十万人以上)。
任期	5年	5年	4年	6年
選挙 権	18歳以上 ※ イタリア市民権を有する者、且 つ、住民として登録する常住者。 ※ 選挙区内に居住するEU加盟国 民も参加可。	18歳以上 ※ 3ヶ月以上当該市町村に居住 する住民。 ※ 一部地域では、16歳以上。 ※ 選挙区内に居住するEU加盟 国民も参加可。	18歳以上 ※選挙区内に居住するEU加盟国 民、ノルウェー国民、アイスランド 国民も参加可。 ※ それ以外の国民は3年継続し た住民登録が必要。	18歳以上 ※ フランス国権を有する者。 ※ 6ヶ月居住、もしくは、5期連続 納税し、選挙人名簿に載る者。 ※ 選挙区内に居住するEU加盟国 民も参加可。
被選挙 権	18歳以上 ※ イタリア市民権を有する者。 ※ 選挙区内に居住するEU加盟国 民も参加可。	18歳以上 ※ 首長選挙は18～27歳。加えて 最高年齢も定める(60～67歳)。 ※ 選挙区内に居住するEU加盟 国民も参加可。	18歳以上 ※選挙区内に居住するEU加盟国 民、ノルウェー国民、アイスランド 国民も参加可。 ※ それ以外の国民は3年継続し た住民登録が必要。	18歳以上 ※ フランス国権を有する者。 ※ 6ヶ月居住、もしくは、5期連続 納税し、選挙人名簿に載る者。 ※ 選挙区内に居住するEU加盟国 民も参加可。
選挙制 度類型	比例代表制(首長の政党に議席 2/3、他議席を比例配分)	累積投票・分割投票 比例代表制	比例代表制、且つ、 候補者投票制度	非拘束名簿式2回投票多数代表制
選挙区	コムーネ(基礎自治体)	ゲマインデ(基礎自治体)	コミューン(基礎自治体) ※有権者6,000人以上は選挙区可	コミューン(基礎自治体) ※首長・議会の判断より選挙区可
投票 方法	首長候補と議会議員候補の各1人 に投票(同時に党派も選ぶ)	議員数と同数の票を持ち、候補者 (最大3票)・政党に複数票投票	政党が用意する投票用紙か、直接 個人選挙する投票用紙か選択	候補者名簿の候補者を除外・追加 して名簿をつくり投票
当選人 の決定	得票数が多い者から当選	得票数が多い党に議席配分後、 各党毎得票数の多い者から当選	政党:得票数多の党から議席配分 個人:政党得票の5%且つ50票以上	1回目:有効投票過半数かつ有権 者1/4以上の候補者が当選。 2回目:残議席で多数順に当選。
備考	○ 多くの場合、議会においては首 長と会派を同じくする議員による 多数派が形成される。	○ 複数票を一候補に累積(集中) して投票可(累積投票)且つ複数 候補と政党に分けて投票可(分 割投票)。	○ 国会議員及び地方議会議員の 通常選挙は同一日に行われ、 その期日は4年毎の9月の第3日 曜日。	—

※「選挙区内に居住するEU加盟国民も参加可」…1992年マーストリヒト条約によるEU市民権の創設による。 ※各国(最小)基礎自治体の主な選挙制度を調査。

出典：自治体国際化協会「イタリアの地方自治制度」（以下、ドイツ・スウェーデン・フランスも同冊子当該国編を参照）

地方議会議員の所属党派



政党化率（市区・人口別）

○市・区議会の所属党派の状況

人口区分	議員数	自民党	民進党	公明党	共産党	社民党	大阪維新	その他	無所属
5万人未満 262団体	4,599	234 (5.1%)	55 (1.2%)	301 (6.5%)	338 (7.3%)	38 (0.8%)	1 (0.0%)	32 (0.7%)	3,600 (78.3%)
5～10万人未満 264団体	5,532	392 (7.1%)	108 (2.0%)	575 (10.4%)	523 (9.5%)	63 (1.1%)	25 (0.5%)	72 (1.3%)	3,774 (68.2%)
10～20万人未満 155団体	3,965	465 (11.7%)	166 (4.2%)	533 (13.4%)	410 (10.3%)	53 (1.3%)	28 (0.7%)	87 (2.2%)	2,223 (56.1%)
20～30万人未満 48団体	1,465	252 (17.2%)	86 (5.9%)	220 (15.0%)	170 (11.6%)	29 (2.0%)	15 (1.0%)	28 (1.9%)	665 (45.4%)
30～40万人未満 27団体	985	174 (17.7%)	62 (6.3%)	159 (16.1%)	125 (12.7%)	18 (1.8%)	13 (1.3%)	59 (6.0%)	375 (38.1%)
40～50万人未満 21団体	827	192 (23.2%)	44 (5.3%)	143 (17.3%)	82 (9.9%)	18 (2.2%)	7 (0.8%)	23 (2.8%)	318 (38.5%)
50万人以上 16団体	730	213 (29.2%)	48 (6.6%)	150 (20.5%)	86 (11.8%)	6 (0.8%)	14 (1.9%)	72 (9.9%)	141 (19.3%)
指定都市 20団体	1,181	377 (31.9%)	129 (10.9%)	189 (16.0%)	149 (12.6%)	12 (1.0%)	43 (3.6%)	148 (12.5%)	134 (11.3%)
合計 813団体	19,284	2,299 (11.9%)	698 (3.6%)	2,270 (11.8%)	1,883 (9.8%)	237 (1.2%)	146 (0.8%)	521 (2.7%)	11,230 (58.2%)

会派制の採用状況（市）

○市議会の会派制の採用状況

人口段階別	団体数	採用	不採用
5万人未満	262	201 (76.7%)	61 (23.3%)
5～10万人未満	264	248 (93.9%)	16 (6.1%)
10～20万人未満	155	154 (99.4%)	1 (0.6%)
20～30万人未満	48	48 (100.0%)	0
30～40万人未満	27	27 (100.0%)	0
40～50万人未満	21	21 (100.0%)	0
50万人以上	16	16 (100.0%)	0
指定都市	20	20 (100.0%)	0
全市	813	735 (90.4%)	78 (9.6%)

○会派数

人口段階別	合計	1会派	2会派	3会派	4会派	5会派	6会派	7会派	8会派	9会派	10会派以上
5万人未満	200	17 (8.5%)	19 (9.5%)	47 (23.5%)	40 (20.0%)	33 (16.5%)	23 (11.5%)	11 (5.5%)	5 (2.5%)	2 (1.0%)	3 (1.5%)
5～10万人未満	248	4 (1.6%)	13 (5.2%)	20 (8.1%)	53 (21.4%)	67 (27.0%)	56 (22.6%)	22 (8.9%)	9 (3.6%)	3 (1.2%)	1 (0.4%)
10～20万人未満	154	0	2 (1.3%)	12 (7.8%)	30 (19.5%)	49 (31.8%)	35 (22.7%)	13 (8.4%)	5 (3.2%)	4 (2.6%)	4 (2.6%)
20～30万人未満	48	0	0	0	8 (16.7%)	18 (37.5%)	17 (35.4%)	5 (10.4%)	0	0	0
30～40万人未満	27	0	0	1 (3.7%)	8 (29.6%)	8 (29.6%)	5 (18.5%)	4 (14.8%)	1 (3.7%)	0	0
40～50万人未満	21	0	0	2 (9.5%)	2 (9.5%)	5 (23.8%)	8 (38.1%)	1 (4.8%)	2 (9.5%)	1 (4.8%)	0
50万人以上	16	0	0	0	7 (43.8%)	5 (31.3%)	2 (12.5%)	0	1 (6.3%)	1 (6.3%)	0
指定都市	20	0	0	0	6 (30.0%)	9 (45.0%)	3 (15.0%)	1 (5.0%)	1 (5.0%)	0	0
全市	734	21 (2.9%)	34 (4.6%)	82 (11.2%)	154 (21.0%)	194 (26.4%)	149 (20.3%)	57 (7.8%)	24 (3.3%)	11 (1.5%)	8 (1.1%)

政党化率及び会派制の採用状況（町村）

○ 町村議会議員の所属党派

性別	議員数	党派別内訳						
		自民党	民主党	公明党	共産党	社民党	その他	無所属
男性	10,027	93 (0.9%)	36 (0.4%)	215 (2.1%)	528 (5.3%)	26 (0.3%)	20 (0.2%)	9,111 (90.9%)
女性	1,085	5 (0.5%)	6 (0.5%)	196 (18.1%)	225 (20.7%)	1 (0.1%)	10 (0.9%)	642 (59.2%)
合計	11,112	98 (0.9%)	42 (0.4%)	411 (3.7%)	753 (6.8%)	27 (0.2%)	28 (0.2%)	9,753 (87.8%)

○ 町村議会の会派の有無

町村数	会派	
	有	無
928	152 (16.4%)	776 (83.6%)

議員定数（中核市・特別区）

（中核市）

団体名	人口	議員定数
船橋市	612,982	50
鹿児島市	605,161	50
姫路市	531,289	47
松山市	514,206	43
宇都宮市	513,723	45
東大阪市	479,933	38
西宮市	478,690	41
倉敷市	478,626	43
大分市	476,667	44
福山市	464,639	40
尼崎市	453,032	42
金沢市	449,662	38
長崎市	430,025	40
高松市	425,699	40
富山市	413,697	40
横須賀市	409,735	41
豊田市	408,638	45
岐阜市	405,438	38
宮崎市	404,056	40
柏市	402,268	36
豊中市	398,195	36

団体名	人口	議員定数
長野市	380,040	39
岡崎市	373,679	37
和歌山市	371,969	38
高崎市	371,148	38
豊橋市	364,406	36
奈良市	359,176	39
高槻市	352,311	34
旭川市	344,500	34
川越市	344,187	36
大津市	338,486	38
前橋市	334,881	38
高知市	334,542	34
いわき市	330,038	37
郡山市	325,325	38
那覇市	320,553	40
秋田市	315,715	39
久留米市	303,622	38
盛岡市	292,692	38
青森市	292,194	35
下関市	268,309	34
函館市	267,751	30
平均	398,616	39

（特別区）

団体名	人口	議員定数
世田谷区	866,406	50
練馬区	704,447	50
大田区	691,853	50
江戸川区	658,274	44
足立区	653,082	45
杉並区	540,490	48
板橋区	530,611	46
江東区	477,172	44
葛飾区	436,244	40
品川区	367,103	40
北区	323,643	40
中野区	307,862	42
新宿区	295,608	38
目黒区	263,694	36
豊島区	256,099	36
墨田区	251,050	32
港区	225,491	34
渋谷区	210,391	34
文京区	201,979	34
荒川区	194,386	32
台東区	177,715	32
中央区	137,448	30
千代田区	56,022	25
平均	383,786	39

出典：「地方自治月報第58号」（平成29年3月）

※「人口」は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口の値。「議員定数」は平成28年4月1日現在の定数。

議員定数（施行時特例市）

団体名	人口	議員定数
川口市	565,043	42
枚方市	402,223	32
一宮市	381,195	38
吹田市	362,408	36
所沢市	339,019	37
越谷市	331,737	32
春日井市	305,181	32
四日市市	304,586	34
明石市	295,112	30
茨木市	276,664	30
長岡市	274,711	34
水戸市	269,827	28
加古川市	267,072	31
福井市	262,784	32
八尾市	262,176	28
佐世保市	256,843	33
平塚市	253,186	28
富士市	252,245	32
山形市	248,616	33
草加市	240,583	28

団体名	人口	議員定数
茅ヶ崎市	239,711	28
松本市	238,175	31
寝屋川市	236,346	27
八戸市	234,988	32
春日部市	233,897	32
宝塚市	231,063	26
呉市	230,001	32
大和市	228,779	28
厚木市	219,623	28
つくば市	215,764	28
太田市	214,095	30
松江市	203,760	34
伊勢崎市	201,231	30
熊谷市	197,927	30
上越市	197,278	32
岸和田市	197,234	26
沼津市	197,184	28
小田原市	192,672	28
鳥取市	190,770	32
甲府市	187,575	32
平均	260,982	31

出典：「地方自治月報第58号」（平成29年3月）

※「人口」は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口の値。「議員定数」は平成28年4月1日現在の定数。

議員定数（小規模市・下位40団体）

団体名		人口	議員定数
長崎県	松浦市	23,933	18
北海道	美唄市	23,343	14
大分県	竹田市	23,094	18
大分県	豊後高田市	23,013	18
静岡県	下田市	22,994	13
北海道	紋別市	22,964	16
北海道	富良野市	22,834	18
高知県	須崎市	22,780	16
石川県	羽咋市	22,490	14
北海道	留萌市	22,412	16
鹿児島県	枕崎市	22,299	14
長野県	飯山市	22,115	16
北海道	深川市	21,847	16
鹿児島県	阿久根市	21,823	16
高知県	宿毛市	21,532	14
岐阜県	美濃市	21,274	13
宮崎県	えびの市	20,459	15
北海道	士別市	20,166	17
佐賀県	多久市	20,110	16
岩手県	陸前高田市	20,079	18

団体名		人口	議員定数
三重県	鳥羽市	19,863	14
宮崎県	串間市	19,548	15
京都府	宮津市	18,994	16
三重県	尾鷲市	18,967	13
千葉県	勝浦市	18,878	16
大分県	津久見市	18,869	14
高知県	安芸市	18,218	14
三重県	熊野市	17,900	14
北海道	砂川市	17,769	14
山形県	尾花沢市	17,327	16
鹿児島県	西之表市	16,121	16
鹿児島県	垂水市	15,866	14
石川県	珠洲市	15,445	14
北海道	芦別市	14,940	12
高知県	土佐清水市	14,650	12
高知県	室戸市	14,489	13
北海道	赤平市	10,973	10
北海道	三笠市	9,229	10
北海道	夕張市	9,024	9
北海道	歌志内市	3,660	8

出典：「地方自治月報第58号」（平成29年3月）

※「人口」は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口の値。「議員定数」は平成28年4月1日現在の定数。

議員定数（大規模及び小規模町村・各20団体）

（大規模な町村）

団体名		人口	議員定数
宮城県	富谷町	52,146	20
広島県	府中町	51,468	18
福岡県	那珂川町	50,032	17
愛知県	東浦町	48,927	16
神奈川県	寒川町	47,702	18
茨城県	阿見町	46,784	18
埼玉県	杉戸町	45,692	15
福岡県	粕屋町	45,321	16
北海道	音更町	45,320	20
福岡県	志免町	45,105	14
埼玉県	伊奈町	44,126	16
大阪府	熊取町	43,924	14
長崎県	長与町	42,461	16
静岡県	長泉町	42,457	16
愛知県	武豊町	42,320	16
愛知県	東郷町	41,921	16
三重県	菰野町	40,781	18
沖縄県	読谷村	40,745	19
熊本県	菊陽町	40,256	18
栃木県	壬生町	39,421	16

（小規模な町村）

団体名		人口	議員定数
山梨県	小菅村	736	8
沖縄県	粟国村	730	7
沖縄県	渡嘉敷村	684	7
鹿児島県	十島村	683	8
長野県	売木村	594	7
山梨県	丹波山村	590	8
島根県	知夫村	590	8
福島県	檜枝岐村	586	8
沖縄県	北大東村	586	5
奈良県	上北山村	566	7
長野県	平谷村	471	8
和歌山県	北山村	460	6
奈良県	野迫川村	450	7
高知県	大川村	419	6
沖縄県	渡名喜村	387	7
鹿児島県	三島村	385	7
新潟県	粟島浦村	363	8
東京都	利島村	313	6
東京都	御蔵島村	313	6
東京都	青ヶ島村	165	6

出典：「地方自治月報第58号」（平成29年3月）

※「人口」は平成28年1月1日現在の住民基本台帳人口の値。「議員定数」は平成28年4月1日現在の定数。

選挙区定数の分布状況（指定都市・割合）

定数(人区)	選挙区数(区)	全体に占める割合
1	0	0.0%
2	11	6.3%
3	15	8.6%
4	14	8.0%
5	38	21.7%
6	23	13.1%
7	16	9.1%
8	11	6.3%
9	15	8.6%
10	11	6.3%
11	8	4.6%
12	3	1.7%
13	2	1.1%
14	1	0.6%
15	2	1.1%
16	0	0.0%
17	3	1.7%
18	1	0.6%
19	0	0.0%
20	1	0.6%
合計	175	100.0%

議会議員選挙で選挙区を設けている団体（市町村）

（公職選挙法第15条第6項）

団体名		選挙区数	設置年月日	選挙区の設置期限の有無
北海道	伊達市	2	H18.3.1	次回一般選挙(H31.4.30任期満了)から選挙区廃止
	<small>やくもちょう</small> 八雲町	2	H21.10.13	一般選挙(H25.10.22任期満了)から選挙区廃止
	<small>とうやこちょう</small> 洞爺湖町	2	H23.4.19	一般選挙(H27.4.30任期満了)から選挙区廃止
	<small>ひだかちょう</small> 日高町	2	H18.3.1	次回一般選挙(H30.4.8任期満了)から選挙区廃止
栃木県	栃木市	5	H23.10.1	一般選挙(H26.4.24任期満了)から選挙区廃止
群馬県	高崎市 ※	2	H21.6.1	一般選挙(H27.4.26任期満了)から選挙区廃止
富山県	富山市 ※	5	H17.4.24	一般選挙(H25.4.23任期満了)から選挙区廃止
岐阜県	関市	6	H18.9.27	一般選挙(H27.4.30任期満了)から選挙区廃止
	<small>いびがわちょう</small> 揖斐川町	6	H17.1.31	一般選挙(H29.3.5任期満了)から選挙区廃止
和歌山県	<small>こうやちょう</small> 高野町	2	S33.6.1	一般選挙(H27.4.29任期満了)から選挙区廃止
愛媛県	<small>かみじまちょう</small> 上島町	4	H21.6.24	一般選挙(H28.11.6任期満了)から選挙区廃止
	<small>くまこうげんちょう</small> 久万高原町	4	H17.2.1	一般選挙(H29.4.23任期満了)から選挙区廃止
福岡県	飯塚市	5	H18.3.26	一般選挙(H27.4.23任期満了)から選挙区廃止

（注）：平成24年10月調査を平成29年3月更新。

：和歌山県高野町は昭和33年の市町村合併以後、選挙区を分けていた。その他の団体は平成の合併において市町村合併をした団体が旧市町村単位で選挙区を設けているもの。

※ 高崎市及び富山市は中核市である。

出典：「第30次地方制度調査会」第21回専門小委資料を事務局にて更新

最低得票率（指定都市の一部）

○横浜市・相模原市の最低得票率等

※選挙執行日：平成27年4月12日（第18回統一地方選挙）

	自治体名	選挙区	当日有権者数(人)	定数(人)	候補者(人)	当選最低得票数(票)	有効投票総数(票)	当選最低得票率
1	横浜市	港北区	270,164	8	10	10,116	105,974	9.55%
2		青葉区	239,527	7	10	8,930	93,839	9.52%
3		鶴見区	224,657	6	9	8,009	87,701	9.13%
4		旭区	203,561	6	9	8,445	89,156	9.47%
5		戸塚区	219,720	6	9	8,733	92,303	9.46%
6		神奈川区	188,320	5	8	7,874	72,654	10.84%
7		南区	161,298	5	7	7,125	66,379	10.73%
8		港南区	177,463	5	8	9,834	77,339	12.72%
9		保土ヶ谷区	165,390	5	6	10,608	67,723	15.66%
10		金沢区	165,882	5	7	8,830	74,723	11.82%
11		都筑区	156,927	5	6	7,962	58,868	13.53%
12		磯子区	135,322	4	8	7,355	57,846	12.71%
13		緑区	140,937	4	6	9,748	61,113	15.95%
14		泉区	124,642	4	6	9,110	55,073	16.54%
15		中区	113,056	3	6	8,470	44,830	18.89%
16		栄区	100,451	3	4	6,744	44,789	15.06%
17		瀬谷区	100,679	3	4	10,794	44,905	24.04%
18		西区	78,975	2	5	6,676	28,271	23.61%
1	相模原市	南区	220,627	18	29	3,304	99,811	3.31%
2		中央区	212,586	17	23	3,712	97,410	3.81%
3		緑区	139,316	11	16	4,048	64,802	6.25%

最低得票率（特別区・有権者数別）

○特別区の議会議員選挙における当選最低得票率等（特別区における有権者数の上位5団体、下位5団体抜粋）

	自治体名		有権者数 (人)	定数(人)	候補者 (人)	当選最低得票数 (票)	有効投票総数 (票)	当選最低 得票率	選挙執行日
1	東京都	世田谷区	708,183	50	82	3,333	292,920	1.14%	平成27年9月7日
2	東京都	大田区	572,311	50	65	2,941	234,999	1.25%	平成27年4月26日
3	東京都	練馬区	570,403	50	70	2,781	238,700	1.17%	平成27年4月26日
4	東京都	足立区	533,338	45	55	3,440	238,603	1.44%	平成27年5月17日
5	東京都	江戸川区	523,417	44	58	3,261	219,956	1.48%	平成27年5月17日
19	東京都	渋谷区	176,703	34	50	1,201	70,585	1.70%	平成27年4月26日
20	東京都	文京区	158,850	34	46	1,568	79,939	1.96%	平成27年4月26日
21	東京都	台東区	151,090	32	42	1,158	65,543	1.77%	平成27年4月26日
22	東京都	中央区	110,176	30	48	801	48,775	1.64%	平成27年4月26日
23	東京都	千代田区	44,202	25	38	477	20,879	2.28%	平成27年4月26日

最低得票率（市町村・有権者数別）

○市議会議員選挙における当選最低得票率（市における有権者数の上位5団体、下位5団体抜粋）

	自治体名		有権者数 (人)	定数(人)	候補者 (人)	当選最低得票数 (票)	有効投票総数 (票)	当選最低 得票率	選挙執行日
1	千葉県	船橋市	491,791	50	73	2,109	179,690	1.17%	平成27年4月26日
2	鹿児島県	鹿児島市	481,329	50	56	2,687	200,941	1.34%	平成28年4月17日
3	埼玉県	川口市	457,045	42	57	2,193	168,046	1.30%	平成27年4月26日
4	東京都	八王子市	447,344	40	51	2,847	198,210	1.44%	平成27年4月26日
5	兵庫県	姫路市	422,656	47	57	2,717	196,320	1.38%	平成27年4月26日
1	北海道	芦別市	13,337	12	15	512	10,204	5.02%	平成27年4月26日
2	高知県	土佐清水市	13,085	12	17	487	10,170	4.79%	平成26年8月31日
3	高知県	室戸市	13,038	13	17	442	8,515	5.19%	平成27年4月26日
4	北海道	赤平市	9,864	10	11	391	6,639	5.89%	平成27年4月26日
5	北海道	三笠市	8,371	10	11	414	6,475	6.39%	平成27年4月26日

○町村議会議員選挙における当選最低得票率（町村における有権者数の上位5団体、下位5団体抜粋）

	自治体名		有権者数 (人)	定数(人)	候補者 (人)	当選最低得票数 (票)	有効投票総数 (票)	当選最低 得票率	選挙執行日
1	広島県	府中町	42,034	18	22	510	14,751	3.46%	平成28年9月25日
2	福岡県	那珂川町	37,803	15	16	240	9,965	2.41%	平成26年4月20日
3	愛知県	東浦町	38,784	16	18	578	19,083	3.03%	平成27年4月26日
4	神奈川県	寒川町	38,679	18	19	440	16,930	2.60%	平成25年2月17日
5	茨城県	阿見町	37,868	18	21	631	19,573	3.22%	平成28年3月27日
1	和歌山県	北山村	415	6	7	29	376	7.71%	平成27年12月6日
2	長野県	平谷村	391	8	9	34	360	9.44%	平成26年4月20日
3	沖縄県	渡名喜村	353	7	8	22	287	7.67%	平成26年9月7日
4	東京都	利島村	254	6	7	27	235	11.49%	平成28年10月16日
5	東京都	青ヶ島村	138	6	7	13	103	12.62%	平成25年9月1日

選挙区定数の分布状況（都道府県・割合）

定数 (人区)	選挙区数 (区)	全体に占める割合
1	460	40.4%
2	343	30.1%
3	148	13.0%
4	82	7.2%
5	37	3.2%
6	17	1.5%
7	10	0.9%
8	9	0.8%
9	6	0.5%
10	6	0.5%
11	7	0.6%
12	3	0.3%
13	3	0.3%
14	2	0.2%
15	3	0.3%
16	2	0.2%
17	1	0.1%
合 計	1139	100.0%

最低得票率（都道府県の一部）

○青森県、熊本県、鹿児島県の議会議員選挙における当選最低得票率

	自治体名		有権者数 (人)	定数(人)	候補者 (人)	当選最低得票数 (票)	有効投票総数 (票)	当選最低 得票率	選挙執行日
1	青森県	青森市選挙区	243,556	10	12	7,577	117,563	6.45%	平成27年4月12日
2	青森県	八戸市選挙区	193,182	8	9	7,405	85,884	8.62%	平成27年4月12日
3	青森県	弘前市選挙区	148,325	6	9	8,403	73,567	11.42%	平成27年4月12日
4	青森県	上北郡選挙区	83,232	4	5	8,921	47,881	18.63%	平成27年4月12日
5	青森県	五所川原市選挙区	58,652	3	5	7,306	36,181	20.19%	平成27年4月12日
6	青森県	十和田市選挙区	52,477	2	3	9,783	26,370	37.10%	平成27年4月12日
7	青森県	三沢市選挙区	32,179	1	2	11,566	15,483	74.70%	平成27年4月12日
1	熊本県	熊本市第一選挙区	405,302	12	14	9,049	164,560	5.50%	平成27年4月12日
2	熊本県	熊本市第二選挙区	176,055	5	8	11,712	89,899	13.03%	平成27年4月12日
3	熊本県	八代市・八代郡選挙区	116,645	4	6	8,470	57,496	14.73%	平成27年4月12日
4	熊本県	天草市・天草郡選挙区	78,697	3	4	11,487	48,634	23.62%	平成27年4月12日
5	熊本県	玉名市選挙区	55,573	2	3	9,272	28,043	33.06%	平成27年4月12日
6	熊本県	菊池市選挙区	40,833	1	2	13,570	18,253	74.34%	平成27年4月12日
1	鹿児島県	鹿児島市・鹿児島郡選挙区	482,552	17	22	8,129	196,606	4.13%	平成27年4月12日
2	鹿児島県	鹿屋市・垂水市選挙区	95,714	4	5	7,363	45,645	16.13%	平成27年4月12日
3	鹿児島県	薩摩川内市選挙区	77,962	3	4	9,112	41,850	21.77%	平成27年4月12日
4	鹿児島県	出水市選挙区	43,643	2	4	6,791	24,737	27.45%	平成27年4月12日
5	鹿児島県	いちき串木野市選挙区	24,287	1	3	7,858	15,308	51.33%	平成27年4月12日

地方公共団体の主な役割分担の現状

(平成28年4月1日現在)

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
道府県	<ul style="list-style-type: none"> 麻薬取扱者(一部)の免許 精神科病院の設置 臨時の予防接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 保育士、介護支援専門員の登録 身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 私立学校、市町村(指定都市を除く)立高等学校の設置認可 高等学校の設置管理 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種フロン類回収業者の登録 公害健康被害の補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域の指定 指定区間の1級河川、2級河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	<ul style="list-style-type: none"> 精神障害者の入院措置 動物取扱業の登録 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の任免、給与の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物用地下水の採取の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 区域区分に関する都市計画決定 市街地再開発事業の認可 指定区間外の国道、県道の管理 指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理 	
中核市	<ul style="list-style-type: none"> 保健所の設置 飲食店営業等の許可 温泉の利用許可 旅館業・公衆浴場の経営許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 介護サービス事業者の指定 身体障害者手帳交付 	<ul style="list-style-type: none"> 県費負担教職員の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ばい煙発生施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の条例による設置制限 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 	
施行時特例市				<ul style="list-style-type: none"> 一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理 	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 土地区画整理組合の設立の認可 	
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健センターの設置 健康増進事業の実施 定期の予防接種の実施 結核に係る健康診断 埋葬、火葬の許可 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の設置・運営 生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) 養護老人ホームの設置・運営 障害者自立支援給付 介護保険事業 国民健康保険事業 	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の設置管理 幼稚園の設置・運営 県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の収集や処理 騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の整備・管理運営 都市計画決定(用途地域等) 都市計画決定(用途地域等以外) 市町村道、橋梁の建設・管理 準用河川の管理 	<ul style="list-style-type: none"> 消防・救急活動 災害の予防・警戒・防除等(その他) 戸籍・住基

特別区

指定都市・中核市の指定状況等

(平成29年1月1日現在)

	指定都市 (人口50万以上で政令で指定する市※1)	中核市 (人口20万以上※2で政令で指定する市)	(参考1) 施行時特例市※3	(参考2) 人口20万以上で、中核市の指定を受けていない市 (施行時特例市を除く)
全国	20市	48市	36市	12市
北海道	札幌(195)	旭川(33)、函館(26)		
東北	仙台(108)	いわき(35)、郡山(33)、秋田(31)、盛岡(29)、青森(28)、八戸(23)	山形(25)	福島(29)
首都圏	横浜(372)、川崎(147)、さいたま(126)、千葉(97)、相模原(72)	船橋(62)、八王子(57)、宇都宮(51)、柏(41)、横須賀(40)、高崎(37)、川越(35)、前橋(33)、越谷(33)	川口(57)、所沢(34)、水戸(27)、平塚(25)、草加(24)、春日部(23)、茅ヶ崎(23)、大和(23)、厚木(22)、つくば(22)、太田(21)、伊勢崎(20)、熊谷(19)、小田原(19)、甲府(19)	市川(48)、松戸(48)、町田(43)、藤沢(42)、市原(27)、府中(26)、上尾(22)、調布(22)、西東京(20)
北陸	新潟(81)	金沢(46)、富山(41)	長岡(27)、福井(26)、上越(19)	
中部圏	名古屋(229)、浜松(79)、静岡(70)	豊田(42)、岐阜(40)、岡崎(38)、長野(37)、豊橋(37)	一宮(38)、四日市(31)、春日井(30)、富士(24)、松本(24)、沼津(19)	津(27)
近畿圏	大阪(269)、神戸(153)、京都(147)、堺(83)	姫路(53)、東大阪(50)、西宮(48)、尼崎(45)、枚方(40)、豊中(39)、和歌山(36)、奈良(36)、高槻(35)、大津(34)	吹田(37)、明石(29)、茨木(28)、八尾(26)、加古川(26)、寝屋川(23)、宝塚(22)、岸和田(19)	
中国	広島(119)、岡山(71)	倉敷(47)、福山(46)、下関(26)、呉(22)	松江(20)、鳥取(19)	
四国		松山(51)、高松(42)、高知(33)		徳島(25)
九州	福岡(153)、北九州(96)、熊本(74)	鹿児島(59)、大分(47)、長崎(42)、宮崎(40)、久留米(30)、佐世保(25)	佐賀(23)	
沖縄		那覇(31)		

(備考)

※1 指定都市は、人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定。

※2 中核市の指定要件は人口30万以上から人口20万以上に変更(平成27年4月1日施行)。

※3 特例市制度の廃止(平成27年4月1日施行)の際、現に特例市である市。

【経過措置】 施行時特例市は、特例市としての事務を引き続き処理する。

【中核市指定の特例】 施行時特例市は、施行から5年間(平成32年3月31日まで)、人口20万未満であっても中核市の指定を受けることができる。

※4 人口は、平成27年国勢調査人口の確定値を用いた人口(1万人未満切捨て)を表記。

一票の格差（都道府県・選挙区①）

都道府県名	選挙区数	定数(人)	定数1あたりの有権者数が最も多い選挙区			定数1あたりの有権者数が最も少ない選挙区			一票の格差(A/B)/(C/D)	選挙日
			選挙区名	有権者数(A)	定数(B)	選挙区名	有権者数(C)	定数(D)		
東京都	42	127	北多摩第三	244,022	2	島部	22,657	1	5.39	H25.6.23
神奈川県	49	105	座間市	104,520	1	愛川町・清川村	34,793	1	3.00	H27.4.12
茨城県	36	63	牛久市	67,382	1	潮来市	24,176	1	2.79	H26.12.14
兵庫県	40	87	神戸市西区	197,061	3	相生市	25,119	1	2.62	H27.4.12
徳島県	14	39	徳島	210,012	10	那賀	8,139	1	2.58	H27.4.12
千葉県	46	95	印西市	72,759	1	匝瑳市	31,909	1	2.28	H27.4.12
高知県	16	37	土佐市	23,308	1	黒潮町	10,248	1	2.27	H27.4.12
新潟県	27	53	新潟市東区	112,867	2	佐渡市	49,847	2	2.26	H27.4.12
岐阜県	27	46	土岐市	48,524	1	飛騨市	21,522	1	2.25	H27.4.12
静岡県	33	69	牧之原市・吉田町	60,904	1	伊豆市	27,780	1	2.19	H27.4.12
北海道	47	101	札幌市中央区	188,951	3	オホーツク西地域	59,940	2	2.10	H27.4.12
大分県	16	43	大分市	379,324	13	由布市	28,776	2	2.03	H27.4.12
愛知県	55	102	江南市	80,241	1	昭和区	80,376	2	2.00	H27.4.12
鹿児島県	21	51	指宿市	35,468	1	西之表市・熊毛郡	35,601	2	1.99	H27.4.12
大阪府	53	88	堺市堺区	117,757	1	泉大津市/高石市及び泉北郡	118,554	2	1.99	H27.4.12
広島県	23	64	府中市・神石郡	42,912	1	山県郡	21,635	1	1.98	H27.4.12

出所：各都道府県選挙管理委員会HPの投票結果を集計（無投票当選の選挙区を除く。選挙区数、定数は選挙日時点。）

一票の格差（都道府県・選挙区②）

都道府県名	選挙区数	定数(人)	定数1あたりの有権者数が 最も多い選挙区			定数1あたりの有権者数が 最も少ない選挙区			一票の格差 (A/B)/(C/D)	選挙日
			選挙区名	有権者数 (A)	定数 (B)	選挙区名	有権者数 (C)	定数 (D)		
三重県	17	51	亀山市	38,844	1	多気郡	39,489	2	1.97	H27.4.12
山口県	15	47	長門市	30,845	1	周防大島町	15,731	1	1.96	H27.4.12
岡山県	19	55	真庭市・真庭郡	40,680	1	笠岡市	42,870	2	1.90	H27.4.12
埼玉県	52	93	さいたま市緑区	91,636	1	鴻巣市	97,000	2	1.89	H27.4.12
香川県	13	41	木田郡	23,466	1	仲多度郡第一	25,027	2	1.88	H27.4.12
熊本県	21	48	菊池市	40,833	1	水俣市	21,812	1	1.87	H27.4.12
京都府	25	60	京丹後市	47,474	1	京都市南区	76,189	3	1.87	H27.4.12
長崎県	16	46	五島市	33,208	1	南松浦郡	17,771	1	1.87	H27.4.12
青森県	16	48	三沢市	32,179	1	平川市	36,356	2	1.77	H27.4.12
秋田県	14	43	湯上市	28,115	1	北秋田市北秋田郡	31,818	2	1.77	H27.4.12
鳥取県	9	35	西伯郡	35,802	2	岩美郡	10,157	1	1.76	H27.4.12
福岡県	45	86	飯塚市・嘉穂郡	117,759	2	嘉麻市	34,253	1	1.72	H27.4.12
山梨県	17	38	韮崎市	24,652	1	都留市・西桂町	28,739	2	1.72	H27.4.12
宮城県	23	59	亶理郡	38,727	1	気仙沼・本吉郡	68,023	3	1.71	H27.10.25
長野県	26	58	諏訪市	40,121	1	大町市	23,852	1	1.68	H27.4.12
島根県	12	37	江津	20,580	1	鹿足	12,307	1	1.67	H27.4.12

出所：各都道府県選挙管理委員会HPの投票結果を集計（無投票当選の選挙区を除く。選挙区数、定数は選挙日時点。）

一票の格差（都道府県・選挙区③）

都道府県名	選挙区数	定数(人)	定数1あたりの有権者数が 最も多い選挙区			定数1あたりの有権者数が 最も少ない選挙区			一票の格差 (A/B)/(C/D)	選挙日
			選挙区名	有権者数 (A)	定数 (B)	選挙区名	有権者数 (C)	定数 (D)		
富山県	13	40	滑川市	27,155	1	下新川郡	32,824	2	1.65	H27.4.12
石川県	15	43	河北郡	50,669	2	羽咋市	30,674	2	1.65	H27.4.12
群馬県	18	50	沼田市	41,397	1	安中市	50,559	2	1.64	H27.4.12
福井県	12	37	あわら市	24,061	1	小浜市三方郡 三方上中郡	45,766	3	1.58	H27.4.12
愛媛県	13	47	伊予市	31,268	1	八幡浜市・西宇和郡	39,684	2	1.58	H27.4.12
奈良県	16	44	宇陀市・宇陀郡	31,175	1	磯城郡	39,781	2	1.57	H27.4.12
福島県	19	58	相馬市相馬郡新地町	35,638	1	二本松市	46,853	2	1.52	H27.11.15
山形県	19	44	南陽市	26,949	1	最上郡	36,005	2	1.50	H27.4.12
岩手県	16	48	宮古	75,232	3	久慈	33,849	2	1.48	H27.9.6
宮崎県	14	39	宮崎市	320,035	12	児湯郡	57,737	3	1.39	H27.4.12
滋賀県	13	44	大津市	269,294	10	野洲市	39,678	2	1.36	H27.4.12
佐賀県	13	38	嬉野市	22,276	1	多久市	16,656	1	1.34	H27.4.12
栃木県	16	50	日光市	72,374	2	鹿沼市	81,226	3	1.34	H27.4.12
沖縄県	13	48	国頭郡	54,036	2	沖縄市	103,538	5	1.30	H28.6.5
和歌山県	14	42	田辺市	63,830	3	東牟婁郡	34,788	2	1.22	H27.4.12
計	1109	2687							1.93	

出所：各都道府県選挙管理委員会HPの投票結果を集計（無投票当選の選挙区を除く。選挙区数、定数は選挙日時点。）

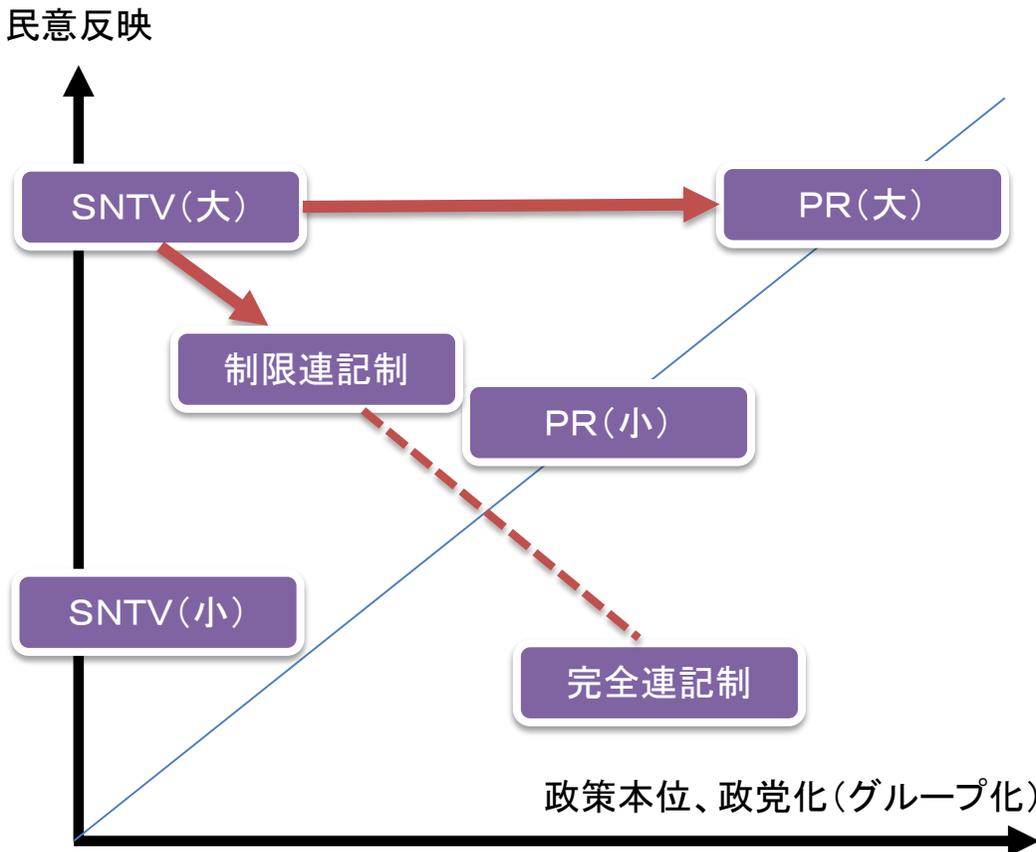
選挙制度と「実効的な代表選択」の基準

◎ 住民の関心を喚起し、地方議会の存在感を高めるため、住民にとって、「実効的な代表選択」を可能にすることが重要であり、具体的には下記のような要素が必要であると考えられる。

「実効的な代表選択」の視点

- ・ 選択ができるだけ容易なこと。(投票容易性)
- ・ 政策について実質的な比較考量ができること。(比較可能性)
- ・ 選挙結果について納得性が高いこと。(納得性)
- ・ 有権者の投票参加意欲が高まること。(投票環境)

(図表イメージ) 選挙制度と、その投票による議会の性質



選挙制度	内容
SNTV(大) ・ SNTV(小)	○選挙人が1人の候補者に限り投票できる制度を単記制といい(複数候補者への投票は連記制)、一般的な単記制の投票を「単記非移譲式」(SNTV(single non-transferable vote))という。 ○単記制と代表制の関係は、選挙区の定数によって異なり、一般に下記の性格を帯びる。 ・定数が多い場合(大)→少数代表制 ・定数が少ない場合(小)→多数代表制
制限連記制	○連記制のうち、定数より少ない数の候補者にしか投票できないものを制限連記制という。 ○定数と投票可能数の関係に応じ、一般に定数に近い票数を投票できるほど多数代表制の性格を帯びる。
完全連記制	○連記制のうち、定数と同数の候補者に投票できるものを完全連記制という。 ○多数代表制の性格を帯びる。
PR(比例代表制)	○得票に応じて議席を比例配分する制度を「比例代表制」という。一般的には政党その他の政治団体が作成する候補者名簿をもとに、名簿又はその名簿にある候補者に対して投票し、その得票数に応じて議席を配分する。 ○死票は減少するが小党を含む多数の政党が分立する傾向がある(定数が多い場合(大)ほど傾向は強いと考えられる)。また、候補者に対して投票する制度に比して、政党等本位の選挙制度である。

長の不信任議決事案の概要①

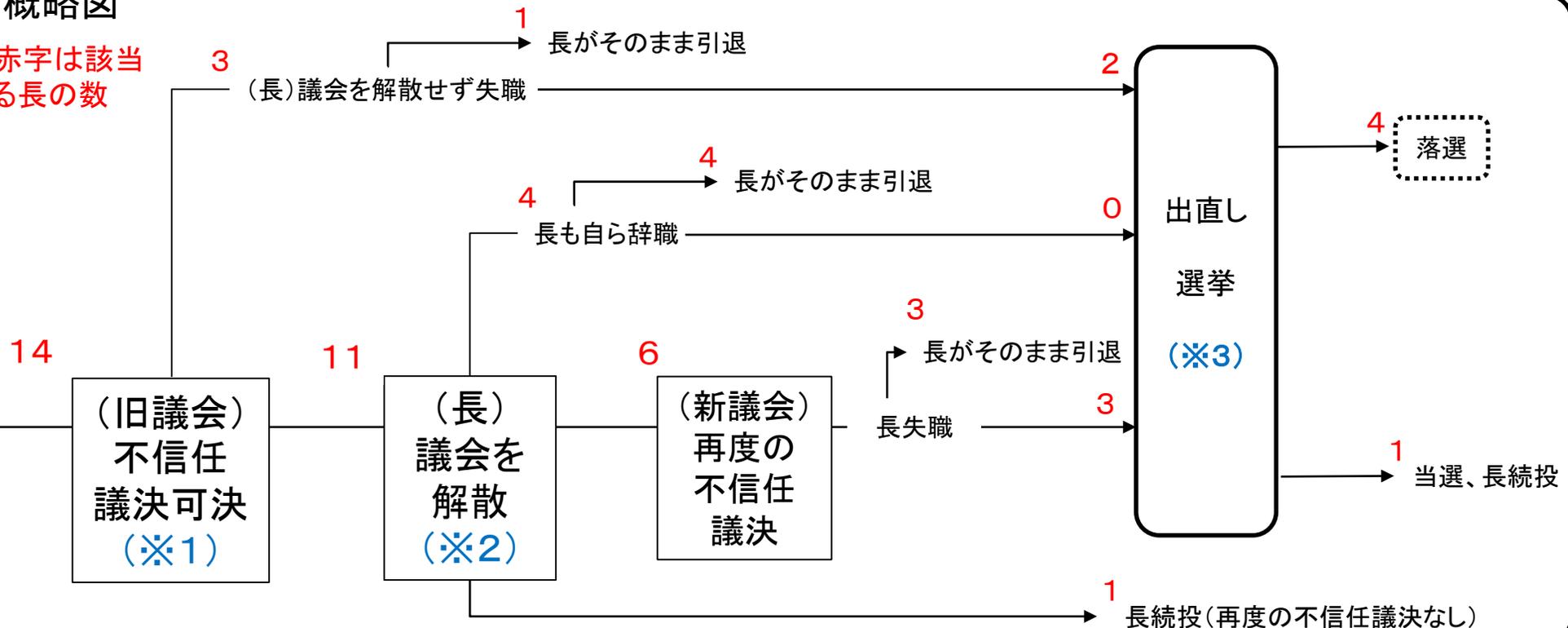
概要

○ 都道府県・市町村の議会において、平成19年4月から平成28年3月までの9年間で、“長の不信任議決”案が上程されたのは59件であり、そのうち可決されたのは14件である(24%)(地方自治月報)。

- ① その14団体のうち、3団体の長は「議会を解散せず失職」している。また、11団体の長が「議会を解散」している。
- ② 11団体の長が「議会を解散」したが、このうち、「長が自ら辞職」したのは4団体、新議会が成立後「再度、長の不信任議決案が可決」されたのは6団体、「長が続投」したのは1団体である。
- ③ (①又は②により、)失職(辞職)した13団体の長のうち、5団体の長が「出直し選挙に出馬」しているが、長が当選したのは1団体のみ。

概略図

※赤字は該当する長の数



長の不信任議決事案の概要②

(※1) (旧議会)不信任議決可決後

内 容	地 方 公 共 団 体 名
(長)議会を解散	鹿児島県阿久根市・愛知県西尾市・三重県尾鷲市・宮崎県えびの市・千葉県印西市本埜村・埼玉県草加市・青森県藤崎町・福島県双葉町・愛媛県西条市・兵庫県上郡町・宮崎県大衡村 11
(長)議会を解散せず失職	大阪府東大阪市・千葉県白井市・北海道福島町 3

(※2) (1.のうち)「(長)議会を解散」後

内 容	地 方 公 共 団 体 名
長も自ら辞職	宮崎県えびの市・福島県双葉町・兵庫県上郡町・宮城県大衡村 4
(新議会)再度の不信任議決より長失職	鹿児島県阿久根市・愛知県西尾市・三重県尾鷲市・千葉県印西市本埜村※・埼玉県草加市・青森県藤崎町 6 ※「議会の不信任議決」ではないが、議会の不信任議決が成立する段階で議会が開催されず、住民による直接請求で失職。
長続投 (再度の不信任議決なし)	愛媛県西条市 1

(※3) 出直し選挙

内 容	地 方 公 共 団 体 名
出 馬 (当選はオレンジ囲い)	大阪府東大阪市・ 鹿児島県阿久根市 ・三重県尾鷲市・埼玉県草加市・千葉県白井市 5